

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課)	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の休止の届出 (")	4
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	4
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (")	4
○公共測量の実施の通知 (2件) (用地対策課)	5
○国土調査の成果の認証 (")	5
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	5
○道路の供用開始 (")	5
○建築基準法による道の指定 (建築指導課)	6
◎高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務の委託 (港湾・海岸課)	6
公 告	
○狩猟免許試験の実施 (鳥獣対策課)	6
○狩猟免許更新のための適性検査及び講習の実施 (")	6
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	7
○河川法による所有者不明の工作物の措置 (河 川 課)	7
○換地処分の変更の届出 (宿毛都市計画事業宿毛駅東地区土地区画整理事業) (都市計画課)	7
高知県人事委員会公告	
○高知県職員等採用上級試験の実施	7
高知県労働委員会告示	
○あっせん員候補者の氏名等	9
入札公告	

○一般競争入札（図書館資料 I C タグ貼付委託業務）の公告 (教育委員会事務局新図書館整備課) 10

規 則

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年4月26日

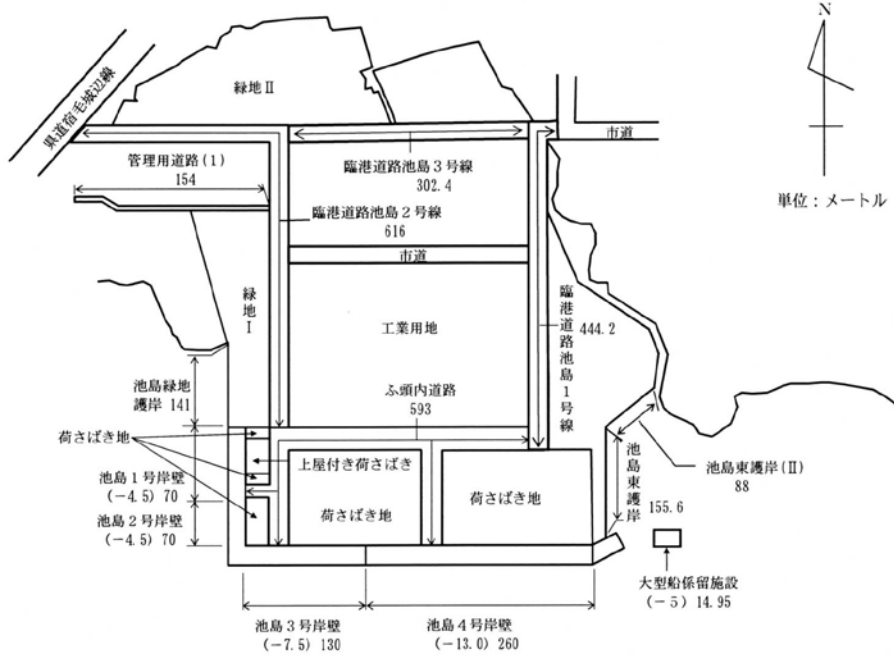
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第29号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

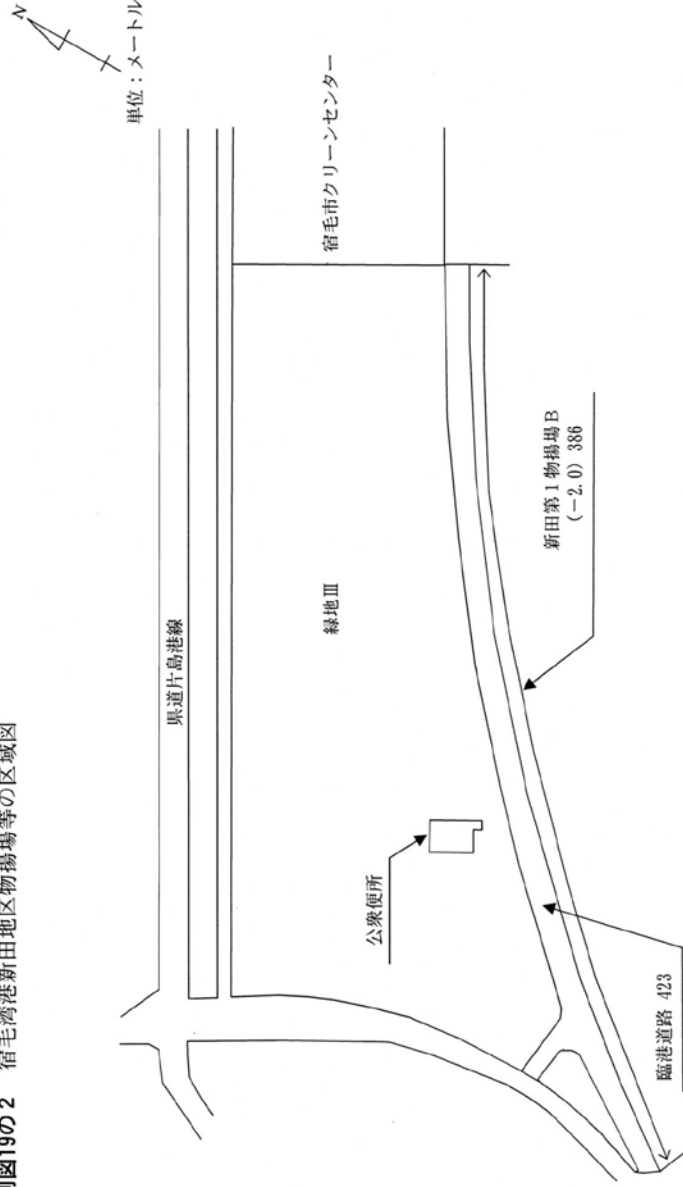
高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。
別表第2の別図18の6を次のように改める。

別図18の6 宿毛湾港岸壁等の区域図（新港（池島）地区）



別表第2の別図19の2を次のように改める。

別図19の2 宿毛湾港新田地区物揚場等の区域図



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第297号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成25年4月26日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成25年3月21日	株式会社四国調剤 高知市栄田町三丁目7番2号	四国調剤薬局しのはら店 南国市篠原1887番地3 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
平成25年3月27日	医療法人創治 四万十市右山1973番地2	竹本病院訪問リハビリテーション 四万十市右山1973番地2 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション
平成25年3月28日	合同会社まごの手 高岡郡四万十町北琴平町1番9号	指定居宅介護支援事業所 まごの手 高岡郡四万十町北琴平町1番9号 居宅介護支援
平成25年3月29日	有限会社フロル・デ・コルサ 宿毛市中央三丁目6-13	すくも高齢者住宅菜の花 宿毛市平田町戸内223-1 地域密着型特定施設入居者生活介護
平成25年4月1日	株式会社A Y S	ヘルパーステーション優 安芸市川北乙787-1 訪問介護

		介護予防訪問介護
〃	医療法人創治 四万十市右山1973番地2	竹本病院訪問看護ステーション 四万十市右山1973番地2 訪問看護 介護予防訪問看護
〃	株式会社高南企画サービス 高岡郡四万十町仁井田153番地1	ヘルパーステーションに いだ 高岡郡四万十町仁井田 954-1 訪問介護 介護予防訪問介護

高知県告示第298号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業の休止について次のとおり届出があった。

平成25年4月26日

高知県知事 尾崎 正直

休止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成25年3月29日	有限会社フロール・デ・コルサ 宿毛市中央三丁目6-13	ホームヘルプサービス菜の花 宿毛市平田町戸内223-1 訪問介護 介護予防訪問介護
〃	〃	居宅介護支援事業所菜の花 宿毛市平田町戸内225-1 居宅介護支援

高知県告示第299号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項

の規定により、次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成25年4月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
- (2) 届出者の住所
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス須崎店
須崎市桐間南93番地ほか
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

小売業者名	代表者名	住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正 晃	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

- (5) 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年11月30日
- (6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,986平方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
82台
イ 駐輪場の収容台数
20台
ウ 荷さばき施設の面積
67平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
13.5立方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後10時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
平成25年3月29日
 - 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
須崎市元気創造課
 - 4 意見書に記載すべき事項
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第300号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成25年4月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社マルナカ 代表取締役社長 中山 明憲
- (2) 届出者の住所
香川県高松市円座町1001番地
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ四万十店
四万十市具同211ほか
- (4) 変更した事項
ア 駐車場の自動車の収容台数
(変更前) 746台
(変更後) 554台
イ 駐車場の自動車の出入口の数
(変更前) 5箇所
(変更後) 3箇所

(5) 変更年月日
平成25年11月23日

(6) 変更理由
経営環境に対応した営業施策として、利用実態の少ない駐車場の位置等を見直すため

2 届出年月日
平成25年3月22日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
四万十市商工課

4 意見書に記載すべき事項
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第301号
国土交通省高知河川国道事務所長から平成25年1月高知県告示第55号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成25年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成25年4月26日
高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第302号
国土交通大臣から平成24年8月高知県告示第562号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成25年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成25年4月26日
高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第303号
室戸市佐喜浜町の一部地区、南国市奈路及び滝本の各一部地区並びに吾川郡いの町上八川下分及び清水上分の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。
平成25年4月26日
高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称
(1) 室戸市
(2) 南国市
(3) いの町

2 調査を行った地域及び時期
(1) 室戸市佐喜浜町の一部

平成22年度及び平成23年度
(2) 南国市奈路及び滝本の各一部
平成23年度及び平成24年度
(3) 吾川郡いの町上八川下分及び清水上分の各一部
平成22年度及び平成23年度

3 成果の名称
(1) 室戸市地籍図及び地籍簿
(2) 南国市地籍図及び地籍簿
(3) いの町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日
平成25年4月26日

高知県告示第304号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成25年4月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年4月26日
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道
2 路線名 奈比賀川北
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市川北字内野甲 5895番1から 安芸市川北字内野甲 5893番2まで	前	4.3 }	347
	後	9.6 }	
		7.3 }	347
		35.0 }	

高知県告示第305号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成25年4月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年4月26日
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道
2 路線名 山北野市
3 道路の区域

区 間	変更前	敷地の幅員	延 長

	後の別	(メートル)	(メートル)
香南市野市町東野字 レノ丸267番1から 香南市野市町東野字 レノ丸256番3まで	前	3.7 }	105
	後	6.0 }	
		5.1 }	105
		6.7 }	

高知県告示第306号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成25年4月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年4月26日
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道
2 路線名 坂瀬吉野
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡本山町沢ケ内 字駒ケ荒737番14	前	3.6 }	125
	後	8.2 }	
		7.8 }	125
		24.9 }	

高知県告示第307号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成25年4月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年4月26日
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道
2 路線名 山北野市
3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日

香南市野市町東野字レノ丸 267番1から 香南市野市町東野字レノ丸 256番3まで	105	平成25年4月26日
----------------------------------------------------	-----	------------

高知県告示第308号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成25年4月26日

高知県知事 尾崎 正直

香南市野市町東野字ソノ丸597番地9から597番地11に至る延長44メートルの道

高知県告示第309号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年4月26日

高知県知事 尾崎 正直

港湾名	港湾施設名	委託者		委託期間
		所在地	名称	
高知港	係留施設及び船舶給水施設並びに高知港第7ふ頭三里地区の港湾施設（係留施設及び給水施設を除く。）	高知市仁井田字新港4700番地	高知ファズ株式会社	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
須崎港	係留施設及び野積場	須崎市港町81番3	一般社団法人須崎埠頭協会	〃
下田港	係留施設、野積場及びその他の港湾用地	四万十市下田1910番地15	下田海運協同組合	〃

宿毛湾港	宿毛湾港片島地区の係留施設、野積場及び緑地	宿毛市片島1番77号	片島地区長 有田 登	〃
	宿毛湾港大島地区の係留施設及び野積場	宿毛市大島6番24号	大島地区長 福岡 信義	〃
	宿毛湾港小筑紫地区の係留施設及び野積場	宿毛市小筑紫町小筑紫104番16	小筑紫地区長 小海 苗実	〃

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。
平成25年4月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施の日時及び場所等

日時	場所	試験を実施する免許の種類
平成25年6月2日 午前10時00分から	高知県立大学 （池キャンパス）	わな猟免許
〃 〃 13日	田野町ふれあいセンター	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
〃 〃 14日	〃	わな猟免許
〃 〃 22日	中村地区建設協同組合会館	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
〃 〃 23日	〃	わな猟免許
〃 〃 7月21日	高知県立大学	わな猟免許

〃		（池キャンパス）	
〃	8月24日	〃	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
〃	〃 25日	〃	わな猟免許及び網猟免許

2 免許申請手数料

現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については3,900円、その他の者については5,200円（高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄に貼り付けること。）

3 免許申請書の提出場所及び提出期限

高知県産業振興推進部鳥獣対策課にそれぞれの試験の実施日の10日前までに到着するように提出すること。

4 免許申請書の配布場所

高知県産業振興推進部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。

5 その他

受験資格、提出書類その他詳細については、高知県産業振興推進部鳥獣対策課に問い合わせること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第1項、第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新のための適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成25年4月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施の日時及び場所

実施市町村	日時	場所
黒潮町	平成25年6月27日 午後1時から	ふるさと総合センター
田野町	〃 7月1日	田野町ふれあいセンター
高知市	〃 〃 4日	高知ちばさんセンター
本山町	〃 〃 17日	本山町プラチナセンター

高知市	〃	8月1日	県立ふくし交流プラザ
須崎市	〃	〃 6日	須崎市立市民文化会館
高知市	〃	〃 20日	高知県猟友会館
高知市	〃	9月8日	高知県猟友会館

- 2 免許更新申請手数料
2,800円（高知県収入証紙を免許更新申請書の所定欄に貼り付けること。）
- 3 免許更新申請書の提出場所及び提出期限
高知県産業振興推進部鳥獣対策課へそれぞれの講習の実施日の10日前までに到着するように提出すること。
- 4 免許更新申請書の配布場所
高知県産業振興推進部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。
- 5 その他
提出書類その他詳細については、高知県産業振興推進部鳥獣対策課に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、須崎市上神田土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の出出があった。
平成25年4月26日

		高知県知事	尾崎 正直
役名	氏名	住 所	
(退任)			
理事	井上 達男	須崎市土崎町	6-23
〃	山崎 元靖	〃 神田	607
〃	松浦久壽夫	〃 〃	1797-1
〃	松浦土佐男	〃 〃	602-4
〃	細木 康彦	〃 〃	238
〃	松浦 栄彦	〃 〃	1135
〃	松浦 謙一	〃 〃	1080-2
〃	大野 雅彦	〃 〃	443
〃	大野 尊明	〃 〃	1382
〃	横山 辰夫	〃 〃	675
〃	松浦 博	〃 〃	1547
〃	細木 秀樹	〃 〃	360

〃	山崎 啓作	〃 〃	112-1
〃	井東 幸男	〃 〃	1655-2
〃	武田 義雄	〃 〃	454
〃	長山 正一	〃 吾井郷甲	625
〃	梅原 正光	〃 〃 甲	150-2
〃	堅田 良明	〃 〃 乙	1258
監事	松浦 洋一	〃 神田	1191-3
〃	大野 次	〃 〃	635
〃	井上 周二	〃 土崎町	2-3
(就任)			
理事	井上 達男	須崎市土崎町	6-23
〃	山崎 元靖	〃 神田	607
〃	松浦久壽夫	〃 〃	1797-1
〃	松浦土佐男	〃 〃	602-4
〃	細木 康彦	〃 〃	238
〃	松浦 栄彦	〃 〃	1135
〃	松浦 謙一	〃 〃	1080-2
〃	大野 雅彦	〃 〃	443
〃	大野 尊明	〃 〃	1382
〃	横山 辰夫	〃 〃	675
〃	松浦 博	〃 〃	1547
〃	細木 正文	〃 〃	231-ロ
〃	山崎 啓作	〃 〃	112-1
〃	井東 幸男	〃 〃	1655-2
〃	武田 義雄	〃 〃	454
〃	長山 正一	〃 吾井郷甲	625
〃	梅原 正光	〃 〃 甲	150-2
〃	堅田 良明	〃 〃 乙	1258
監事	松浦 洋一	〃 神田	1191-3
〃	大野 次	〃 〃	635
〃	井上 周二	〃 土崎町	2-3

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき、所有者不明の工作物の措置を次のとおり行う。
平成25年4月26日

- 河川管理者
高知県知事 尾崎 正直
- 1 工作物の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量
(1) 二級河川伊尾木川 安芸市川北甲字下東野甲5868番3地先
木造平屋建て小屋1棟（動産一式を含む。）
(2) 二級河川伊尾木川 安芸市川北甲字上一瀬3242番13地先
木造平屋建て小屋1棟（動産一式を含む。）
 - 2 所有者の行うべき措置

工作物の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に河川管理者の指示に従い、当該工作物を除却しなければならない。

3 河川管理者の措置

河川管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物を除却し、河川法第75条第4項の規定により、当該工作物を保管するものとする。

なお、保管後に所有者が判明した場合は、同条第9項の規定により、当該所有者に当該工作物の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により宿毛市長から宿毛都市計画事業宿毛駅東地区土地区画整理事業について換地処分の一部を取り消し、新たに当該部分について換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

平成25年4月26日

高知県知事 尾崎 正直

人事委員会公告

高知県職員等採用上級試験を次のとおり行う。

平成25年4月26日

高知県人事委員会

1 試験区分、採用予定人員及び勤務先

試験区分	採用予定人員	勤務先
行政	25名	知事部局等の本庁又は出先機関
警察事務	2名	警察本部各課又は各警察署等
学校事務	6名	県立学校又は市町村立小中学校等
土木	12名	知事部局（土木部）等の本庁又は出先機関
建築	2名	（土木事務所等）
農業	8名	知事部局（農業振興部）等の本庁又は出先機関（農業振興センタ

		一、農業技術センター等)
林業	5名	知事部局（林業振興・環境部）等の本庁又は出先機関（林業事務所、森林技術センター等）
水産	2名	知事部局（水産振興部）等の本庁又は出先機関（漁業指導所、水産試験場等）
化学	3名	知事部局（林業振興・環境部）等の本庁又は出先機関（福祉保健所、試験研究機関等）
電気	2名	知事部局（土木部）等の本庁若しくは出先機関（ダム管理事務所等）又は公営企業局（本局、発電管理事務所等）
保健師	6名	知事部局（健康政策部又は地域福祉部）等の本庁又は出先機関（福祉保健所、児童相談所等）
社会福祉（児童福祉）	2名	知事部局（地域福祉部）等の本庁又は出先機関（児童相談所、福祉保健所、希望が丘学園等）
社会福祉（心理）	1名	
医療ソーシャルワーカー（県立病院）	1名	県立病院（あき総合病院又は幡多けんみん病院）等

(1) 「行政」、「警察事務」又は「学校事務」を受験する者は、3つの試験区分の中からいずれかを第1志望とし、残りの試験区分を第2志望とすることができる。

(2) 点字問題による受験は、「行政」及び「学校事務」に限る。

2 受験資格

(1)から(4)までのいずれにも該当する者。ただし、「警察事務」を受験する者は、(2)については、ア（日本国籍を有する者）に該当する者に限る。

(1) 年齢等

ア 「保健師」

昭和59年4月2日以降に生まれた者

イ ア以外の試験区分

昭和59年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者（学歴不問）又は同月2日以降に生まれた者で学校教育法（昭和22年法律第26号）による4年制の大学等を卒業したもの若しくは平成26年3月31日までに卒業見込みのもの

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 日本国籍を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる者（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない者

(4) 次に掲げる試験区分については、それぞれの要件を満たす者

ア 「保健師」については、保健師の免許を有する者又は平成26年4月30日までに取得見込みの者

イ 「社会福祉（児童福祉）」については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第2項各号に該当する児童福祉司の任用資格を有する者又は平成26年3月31日までに取得見込みの者

ウ 「社会福祉（心理）」については、学校教育法の規定による4年制の大学若しくは大学院において心理学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した（修了した）者又は平成26年3月31日までに卒業（修了）見込みの者

3 受験手続

(1) 受付期間

平成25年5月7日（火）から同月23日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで（郵送による場合は、平成25年5月23日付けの消印のあるものまで受け付ける。）

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県安芸土木事務所室戸事務所、高知県安芸福祉保健所、高知県中央東福祉保健所（香美市）、高知県中央東土木事務所（南国市）、高知県中央東土木事務所本山事務所、高知県中央西土木事務所（いの町）、高知県中央西福祉保健所（佐川町）、高知県須崎福祉保健所、高知県須崎土木事務所四万十町事務所、高知県幡多福祉保健所（四万十市）、高知県幡多土木事務所宿毛事務所、高知県幡多土木事務所土佐清水事務所、高知県東京事務所、高知県大阪事務所及び高知県名古屋事務所並びに高知県人事委員会のホームページ

(3) 申込書の提出場所

高知県人事委員会事務局

4 試験の日時及び場所

区分	種目	日時及び場所
第1次試験	教養試験 専門試験	平成25年6月30日（日）午前9時から午後3時15分頃まで 高知試験会場 高知市棧橋通六丁目2-1 高知県立高知南高等学校 東京試験会場 東京都文京区春日一丁目13-27 中央大学理工学部
第2次試験	論文試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成25年7月27日（土）から同年8月7日（水）までの間に高知市で実施する予定であるが、詳しい日程等については、第1次試験の合格通知書に記載する。

5 試験の方法

試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験を行い、最終合格者は、第1次試験と第2次試験との総合得点に基づいて、高知県人事委員会において決定する。

(1) 第1次試験

種目	方法	内容
教養試験	五肢択一式	公務員として必要な大学卒業程度の一般的知識及び知能に関する筆記試験

専門試験	五肢択一式	それぞれの職務に必要な専門的知識、技術等に関する筆記試験
------	-------	------------------------------

(2) 第2次試験

種目	内容
論文試験	職務遂行に関する識見、判断力、思考力等に関する筆記試験
口述試験	人物、人柄等に関する集団討論及び個別面接による試験（個別面接は、2回行う。）
適性検査	職務遂行に必要な適格性に関する検査
身体検査	職務遂行に必要な健康に関する検査（健康診断書の提出を求める。）

6 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は7月中旬に、最終合格者の発表は8月下旬に行う。
 なお、辞退があった試験区分に限り、合格者の追加発表を行う。

7 任命等

(1) 最終合格から採用までのスケジュール

最終合格者は、各試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて提示される。
 各任命権者は、提示された採用候補者のうちから、順次採用者を決定する。

なお、採用候補者名簿に登載されても、受験資格として免許又は任用資格の取得が定められている試験区分については、それぞれの免許又は任用資格を2の(4)に記載する所定の日までに取得しなければ採用されない。

(2) 採用の時期

採用は、原則として平成26年4月1日以降である。

(3) 任命に当たっての考え方

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとり任命が行われる。ただし、「警察事務」に従事することとなる採用者は、この任命に当たっての考え方は適用されない。

8 給与

平成25年4月1日現在の初任給は、行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、大学等を卒業した者で172,500円であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほかに期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。ただし、県立病院の職員の給与については、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の趣旨にのっとり経営状況を反映したものとなる。

9 試験成績の開示

この試験の受験者は、最終合格者を除き、成績の開示を請求することができる。

10 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

問い合わせ先	電話番号	所在地
高知県人事委員会事務局	(088) 821-4641	高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎

(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。

労働委員会告示

高知県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者の氏名等を次のとおり告示する。

平成25年4月26日

高知県労働委員会会長 下元 敏晴

氏名	現職等	委嘱年月日
下元 敏晴	弁護士 高知県労働委員会委員（公益委員）	昭和56年2月2日
川田 勲	高知大学名誉教授 高知県労働委員会委員（公益委員）	平成6年3月25日
山岡 敏明	弁護士 高知県労働委員会委員（公益委員）	平成6年3月25日

藤原 潤子	特定社会保険労務士 高知県労働委員会委員（公益委員）	平成14年3月18日
柴田真由美	高知県労働委員会委員（公益委員）	平成24年3月19日
岡林孝太郎	高知県労働委員会事務局長	平成24年4月5日
中澤 純夫	高知県労働委員会事務局次長	平成25年4月4日
北 重紀	高知県労働委員会事務局審査調整員	平成25年4月4日
武政 澄夫	U Aゼンセン高知県支部運営委員会議長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成14年3月18日
中谷 達美	高知県交通労働組合執行委員長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成18年3月22日
森山 泰広	四国電力労働組合高知県本部委員長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成20年9月4日
折田 晃一	日本労働組合総連合会高知県連合会事務局長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成24年3月19日
畑山 佳代	高知県労働組合連合会副執行委員長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成24年3月19日
森 由枝	有限会社森総合労務センター代表取締役 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成16年3月18日

井戸 浩道	株式会社特殊製鋼所代表取締役社長 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成19年4月5日
水田 信幸	高知県経営者協会専務理事 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成20年3月18日
伊藤 秀誠	元株式会社高知カード代表取締役社長 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成22年3月19日
加藤 稔	株式会社ソフテック代表取締役社長 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成24年3月19日

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年4月26日

高知県教育長 中澤 卓史

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
図書館資料 I C タグ貼付委託業務 一式
- (2) 業務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成25年6月17日から平成27年3月20日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の

4の規定に該当しない者であること。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを行った者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定調停等の調整に係る調停の申立てを行った者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 高知県における「平成24～26年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(4) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(5) この入札公告の日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0850

高知市丸ノ内二丁目4番1号 保健衛生総合庁舎1階

高知県教育委員会事務局新図書館整備課

電話番号088-821-4931

(2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

平成25年4月26日（金）から同年5月23日（木）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

平成25年4月26日午前9時から同年5月23日午後5時までの間に高知県教育委員会事務局新図書館整備課のホームページ

（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/312201/>）で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年6月7日（金）午後1時30分

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成25年6月6日（木）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目1番10号 高知県立図書館3階 大会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成25年5月23日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県教育長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(3)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成25年5月7日（火）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に

係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Name and amount of designated services:
Subcontracting of attaching one complete set of RF tags on library materials

(2) Deadline for tender(by hand): 1:30 P.M. on Friday 7 June 2013

(3) Deadline for tender(by registered mail): 5:00 P.M. on Thursday 6 June 2013

(4) Name of Department in charge: New Library Facilitation Division, Kochi Prefectural Board of Education Secretariat, Kochi Prefectural Government, Health and Sanitation Building 1st Floor, 2-4-1 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-0850 Japan
Tel: 088-821-4931